NSRLP-T

社会保険労務士法人NSIR

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-1-8 堂島パークビル3階 tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変更されます

高年齢雇用継続給付は、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とし、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に給付金を支給する制度です。

令和7年4月1日以降の支給率

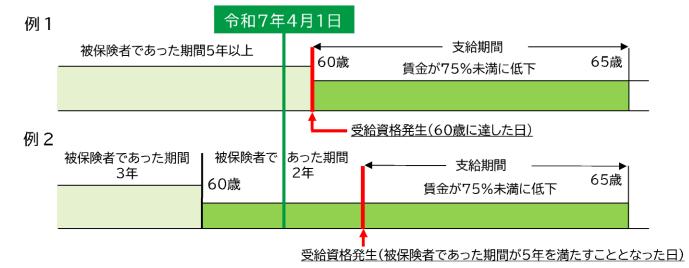
各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0% の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合 計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※()内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。

※ 支給限度額・最低限度額の取扱いに変更はありません。

対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方が対象となります。



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

出典:【厚生労働省「令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します」を引用し編集】